

史料紹介

外交史料館所蔵「外交公文」と明治初期外務省の編纂事業

濱田 耕平

はじめに

ここに紹介する外交史料館所蔵の「外交公文」とは、近世からおおよそ明治初年までの外交記録を用いて編纂された個別案件の文書集や、修史事業のために作成された記録資料、その他記録編纂物からなる史料群である。

外務省は、設置の翌年である明治三年、記録整理の専門部署として「編輯掛」を設置し、外交記録の整理編纂事業を開始した。その後、「外務省記録」の基礎となる文書の分類整理事業が進められ、内閣制度の開始（明治十八年）までに多くの編纂物が完成した。「公文」は元来、そうした多産な時代に記録局が編纂した成果物の集積であった。しかし、それらの編纂物は、後に至って、あるものは幕末外交史編纂事業が東京帝国大学へ移管された（明治三十九年）ことに伴い同大学へ引き渡され、またあるものは外部へ貸与中の被災等により焼失したため、現在外務省（外交史料館）に残っていないものも数多い。

外務省に残された編纂物は、主として当初の和綴じ冊子形態を保つ

たまま「公文」という名称で保存され、外交史料館の開館（昭和四十六年）以降は外交史料館で保管されてきた。その中には、明治期に編纂された幕末外交史料集として随一の価値を誇る『通信全覧』及び「続通信全覧」も含まれていた。

「公文」は、外交史料館において、正統『通信全覧』が単独の史料群として公開されていたほか、その他の一部が独立して外務省記録ファイルに綴られ、一般利用に供されてきた。ただし、それ以外のものについては、外務省記録ファイル「公文目録 附通信全覧目録」（以下、単に「公文目録」とする）に収録された省内執務用の目録によって、各簿冊の名称など最低限の書誌情報を知ることができるものの、目録中のどの書目が外交史料館に現存するかは必ずしも明らかでなかったうえ、各簿冊原本に閲覧用の分類番号も付されていなかったため、一般利用者が史料にアクセスしやすい環境は整っていなかった。

この「公文」なる史料群の存在は、外務省記録の編纂事情に精通していた先達や、先述の「公文目録」に注意を払っていた研究者には知られており、すでに幕末から明治初期にかけての外交史を跡づける史

料として活用されてきた実績がある。また、このうちの一部の編纂物は、初期の『(大) 日本外交文書』編纂の典拠史料として挙げられたことに見られるとおり、一次史料としての原文書を補完する史料として高く評価されていた。

他方、「公文」は、史料群としての由来が検証される機会を得なかったため、現状として決して一般には認知されていないと考えられる。

そこで、外交史料館では、「公文」のうちから、『通信全覧』・『続通信全覧』及び外務省記録に編綴された簿冊を除いた部分について、史料群の正式名称を「外交公文」として利用者の便宜に資するべく単独の目録を作成公表し、二〇一〇年一〇月から一般利用に供している。新たな目録の作成に際しては、元となる「公文目録」の秩序をなるべく逸脱しないように配列し、件名以外の書誌情報も可能な限り記載することとした。こうして一般公開した目録が、後掲〔別表1〕である。本稿では、外務省記録の「公文目録」に収録された各種目録を手がかりとして、その史料群としての原型を探り、「外交公文」に帰属する各史料の概要を紹介する。ついでそれらが従来どのように活用されたかという観点も交えつつ、同史料が現存の形で保存されてきた経緯と意義につき若干の考察を加えることとしたい。

一 現存の「外交公文」と「公文目録」

「外交公文」の史料群としての性質を検討するにあたって、まずは

入手可能な目録から手がかりを探ることとした。外務省記録ファイルの「公文目録」には下記のとおり、異なる時期に作成された三種類の目録が収録されている。

そのうち、最初に綴られているのは記録局図書掛によるもので、「明治十九年七月更訂」と記載されている(以下【目録①】)。この目録は、冒頭に「明治二十三年五月二十三日引継ぎ」と書き込まれていたり、また、欄外に明治二十六年の日付で書き込みがあったりするなど、作成(更訂)以降数年間にわたりしばしば記録整理の実務に参照され、必要に応じて修正が加えられていた様子がうかがえる。また、「鶏肋ニツキ廃ス」と注記され、のちに目録から削除されたものが多数存在する。「鶏肋」とは内容が物足りないという意味であろうが、これらは分割されて重要な文書のみが他の簿冊に編入されたか、特に重要性が低いと見なされた文書は廃棄されたと思われる。この目録では、それぞれの簿冊にはまとまりごとの「函番号」と、全史料の通番である「文書番号」及びその冊数・部数が示されており、「公文」が当時どのような秩序で管理されていたかを知る手がかりとなる。すなわち「公文」の分類方式は、外務省記録のように階層系統が整備されておらず、各簿冊に函番号と文書の連番とからなる識別番号が付されただけの単純な構成であった。なお、各簿冊の原本には識別番号(函番号及び文書番号)を判別するためのラベルが貼付されている。

次に収録されているのは、やはり明治期に作成されたと思われる目録である(以下【目録②】)。この目録の冒頭には、明治十八年四月付

で記録局書籍係の中邨治之と堀田幸正の署名入りで「外交公文目録ハ維新前後ヲ問ハス備書目録ト區別シ外務増典ヲ示スモノナリ」と記されている。この目録では、多くの史料に函番号らしき番号と通番が付されている点と同じだが、その番号の付き方は前出の目録とは異なるので、整理の前提として予備的に書目を列挙したものと推測される。

そして、最後にファイリングされているのは、大きく時代が下って、昭和二十七年九月付けで文書課記録班が作成したタイプ打ちの目録である（以下【目録③】）。その前書きには、目録作成に際しては「一々現物にあたって確認が行われ、文部省維新史料編纂事務局の図書所蔵目録をも参照したとの注釈が付いている」。

それぞれの目録に登録されている書目には異同がある。もともと詳細な【目録①】をベースにして【目録②】及び【目録③】との違いを、後掲の「別表2」に示した。「別表2」における函及び通番は【目録①】に準じている。また、「公文目録」上の補足^②欄は、「公文目録」原本における備考を転記したものであるが、そのなかには「太政官引継」など、来歴を示す書き込みもある。「現状」欄には、その簿冊の現物が現在どこに保管されているかを示した。外交史料館に残っているもの以外は、主として東京大学史料編纂所へ移管されたもの^②、あるいは維新史料編纂会に貸出中焼失したものがある。「現状」が空欄になっている書目は、移管先又は綴り込み先が特定できないか、「鶏肋」ファイルとして廃止された簿冊である。

これらを比較すると、もともと古いと推測される【目録②】と、戦

後に作成された【目録③】とは、リストアップされた書目がほぼ一致しているのに対し、明治十九年に改訂された【目録①】は所屬簿冊がかなり多い。そして【目録①】に存在するが【目録②】と【目録③】に掲載されていないものの中には、戦前期外務省記録の目録に、現在でもそのまま件名を見いだせる文書も少なくない。【目録②】の冒頭には、先に見たとおり、「公文」を「備書目録ト區別」することが明記された。一度は古典に類する書籍として整理された「公文」であったが、その後一般記録とともに再整理された後、大部な記録や「鶏肋」記録を捨象しながら残ってきたことがわかる。

すなわち、「外交公文」は「公文」という名称をとっているが、執務記録としての現用公文書の綴りとは区別され、当初から修史的な意図をもって編まれた簿冊を集めた文書群であるといえる。したがって、後の「外務省記録」や、太政官に集積された記録公文書の綴りである「公文録」ともやや性質が異なっている。

「公文」の全貌は、情報量の多い【目録①】に最も的確に表れている。「公文」という名称は元来、【目録①】に登録されていたような外務省内の編纂記録の集積物を指していたのであって、『通信全覧』や『続通信全覧』もその一部分であった。しかし、正統『通信全覧』が一貫した編纂物に結実したことに伴って、あるいはその他の部分が外務省記録に編纂されていくにしたがって、現在の形として残ってきたようである。

二 各冊の概要

以下、外交史料館に現存する「外交公文」につき、現在公開している目録(別表1)の整理番号順に、個々の概略を紹介する。

○公文一～二五は、いずれも簿冊の表紙ラベルに「第六函」と表示されている。「公文目録」(目録①)によれば、第六函に収められたのは「岩倉大使欧米行書類」であるので、いずれも岩倉使節団派遣にかかわる文書であることがわかる。また、全体で六六冊・五帖が存在すると表記されている。

これらはいずれも、岩倉遣欧使節団の成果物の集大成として太政官がとりまとめた「大使全書」の簿冊リストに含まれている。「大使全書」の序文によれば、「散紙断編モ亦愛護シテ宝閣ニ藏スヘシ」とまで評価された使節団員の調査報告書等は、明治六年皇居の火災により烏有に帰した。しかし、明治六年及び八年の二度にわたって開かれた大使事務局が、岩倉自身の手元にあった文書をはじめとして「百万搜索」を尽くして文書を補填しつつ整理を試みた。事務局は明治十年一月に至って四十一冊正副二部ずつの「大使全書」の整理編纂を終え、正本が太政官で所蔵され、副本は外務省に下付された。

「公文目録」に「太政官ヨリ引続^(マ)」となっているとおり、外交史料館所蔵の各簿冊は外務省に移管された副本であって、太政官所蔵の正本は現在国立公文書館(内閣文庫)に引き継がれている。なお「大使

全書」には他に充分な解説があるので、一～二五については、本稿では簿冊ごとの内容説明は省略する。⁽³⁾

○公文二六「移館使者往復書翰」は、近世において対馬から朝鮮に赴いた移館要請使節が相手方と交換した書翰の写しを編纂したもの。これは万治元年(一六五八年)に対馬側が、出先公館を釜山城に移設することを要請したのに端を発しており、それ以来寛文十二年(一六七二年)までに幾度も公館の移設要請が行われたが、各事例の書翰が収録されて交渉の経過が追えるようになっている。文書はほぼ全て漢文で記述されている。

○公文二七「韓使事例附録(稿本)(乾・坤)」は、古代から明治に至るまでの朝鮮への使節派遣の事例を列挙したもの。謁見の事実以外にも、献上品や朝鮮半島での政変等にも触れており、朝鮮との関係についての比較的詳しい年譜といえる。各項目に、編纂を終えた明治九年時点からの遡った年数が示されているのが特徴である。例言によれば本書は「韓使事例稿本」三十七本を編纂していたところに命を受けて作成されたもので、明治九年五月二十二日に稿を起し、二十七日に脱稿したと記されている(ただし、「韓使事例稿本」本編は、公文目録中にはその件名を見いだせない)。「乾」(上巻)は神功皇后摂政元年(二〇一年)から後柏原天皇永正九年(二五二年)まで、「坤」(下巻)は後陽成天皇天正十五年(一五八七年)から明治三年までの記録が収録されている。明治九年五月作成という日付から、記録局で編纂されたことは間違いないが、編纂者は不明。

○公文二八「仏国外務省職制」は、平山成信によるフランス外務省職制規則（一八六九年改正）の訳出。作成年は不明。

○公文二九「朝鮮国自他関係録」は、朝鮮との外交関係についてその起源から明治初年に至るまでの概略が簡潔に記述されたもの。編纂者の氏名は記されていない。

○公文三〇「朝鮮国関係書類」は対馬府中藩（厳原藩）と朝鮮国との国交に関する建白書などが綴られている。

○公文三一「再撰朝鮮尋交摘要」は、「朝鮮国交通手続」と題する本編に漂流民の取扱いなどをめぐる両国の取り決めの摘要が記述されている。その後には記述の典拠となる文書が原文の通りに収録されている。

森山茂が編纂し、広津弘信が考証・改訂した。

○公文三二「本朝、朝鮮間往復書（本朝鮮往復書）」は、件名の通り元治元年（一八六四年）から慶応二年（一八六六年）までの朝鮮との百通あまりの往復書翰（対馬藩との書契）を収録したもの。

○公文三三「朝鮮王書翰」は、寛永十三年（一六三六年）から明暦元年（一六五五年）に至るまでの朝鮮国王からの親書が摘録されたもの。

○公文三四「朝鮮交際始末」（全三冊）は、明治元年から九年の日朝修好条規締結までの日本と朝鮮との国交についての記録文書が採録編纂されたもの。各冊の冒頭に収録文書の目録が掲げられ、その後文書本文が時系列に掲載されている。奥義制が編述し、明治十年に一応の完成をみた。序文においては、明治以来朝鮮事務に関する文書には散逸したものが少なからず、さらに皇城の炎上（先述した明治六年の皇

居火災であろう）によって多くの記録が灰燼に帰したことも加わって、他日の再修と編纂の体を一定した補正の必要がある、と述べられている。

○公文三五「浩罕騷擾記」は、中央アジアの「浩罕」（コーカンド・ハン）国の一八七五年の情勢について、花房義質駐ロシア公使が本省宛公信に付属させた報告書などの綴りで、たとえば明治八年八月三十日付公信の付属をはじめとする調書やロシア紙記事の抄訳などが収録されている。コーカンド・ハン国はロシアの侵入によって一八七六年に滅亡しており、本書は同国の滅亡間際の状況を、臨場感をもって現在に伝えている。

○公文三六「柳原公使清国行事務」は、柳原前光の明治七年清国赴任に際しての事務手続を中心とする雑件的な記録が綴られている。

○公文三七「簑笠雪餘」は、冒頭に「函泊波戸場談判争擾之根由」とタイトルがつけられているとおり、明治二年における樺太の函泊（ハツコトマリ）へのロシア軍の進出後における、漁業権やチベシヤニ炭鉱の採掘をめぐるロシア側との対話など、同年十二月二十四日から翌年一月十四日までの樺太交渉が時系列で収録されている。編纂者、編纂時期ともに不明だが、表紙裏に「剡溪漁者蔵書」と記されている。後出の「柯太概覧」や外務省記録と重複するところは多いと思われるが、明治初年の樺太交渉に関し、それらとともに参照すべき記録である。

○公文三八「英仏蘭三公使戊辰京都参朝記聞」は、題目の通り英仏蘭の三公使が慶応三年に参内した経緯も記されているが、主として参

内途中にパークス駐日英国公使が襲撃された事件の顛末を記述したものである。この記録は、編注によると、同事件の際パークス公使の護衛にあたり、暴漢を討ち取った当事者である中井弘の私記によって補填されている。また、編纂当時の外務卿伊達宗城の検閲を経て、事実と相違ないとの認定を得たと記されている。『続通信全覧』の編纂者として著名な本記録の編纂者の坂田諸遠は、伊藤博文にも検閲を仰ぐことを希望していたが、伊藤の外遊などで結局時期を逸した。

○公文三九〇四二「柯太概覧」は、樺太国境問題の外交折衝上の必要があり、記録局以前に作成されたもの。カラフトは「樺太」のほか、「柯太」や「唐太」と表記された。

「柯太概覧」は、国立公文書館(内閣文庫)や東京大学史料編纂所にも写本が所蔵されているが、これら外交史料館の所蔵分が原本である。全四十七冊のうち、近世の記録を示した「初篇」七冊、嘉永六年(一八五三年)から明治四年までの記録である「二篇」が三十二冊(ただし、そのうち二十〜二十三巻の四冊が欠本で所蔵は二十八冊)。その他に附録八冊、地図十一冊というボリュームがある。国立公文書館所蔵分は「二篇」の写本が「外務省記」に含まれる。

○公文四三「善隣通書」は、近世における朝鮮との外交関係に関する文書集。使節の往復のほか、豊臣秀吉の出兵関係の簿冊も含まれている。全三十六冊。

○公文四四〇四六「使清日記」は、日清修好条規の締結に至る経緯が記述されている。外務省記録にもタイプ版が収録されていること⁽⁴⁾から、

明治初期の清国との関係を跡づけるため、後世においてもしばしば参照されたようである。また、漢文版も存在していることは、修史記述の常道としての漢文を用いて、清国に対して国史を堂々と提示するとの意識を窺わせる。なお、この漢文版は、晩年の儒学者安井仲平(息軒)が校閲している。

○公文四七〇五一は、全六冊を合わせて「枢要叢書」と銘打たれ、まとめてカバーが付けられている。カバー裏には「外務省編輯課」の蔵印があり、書目一覧がある。ただし目録に示された「各国条約」は欠本。カバー裏の付箋によれば、明治十九年二月に近藤真鋤記録局長に不足が報告されたため、それ以前に欠損したようである(以下、各冊の概要)。

●公文四七「皇朝一覽」は、岩倉遣欧使節団が携行した書類一式の目録と文面が示されたもの。明治初期日本の国勢概要がまとめられたもので、歴代天皇の一覽、曆、各種統計などが示されている。外交史料館所蔵の「沢宣嘉関係文書」に、本冊作成のための調査項目大綱とされる関連文書がある⁽⁵⁾。

●公文四八「諸約定書」は、開国以降の諸条約の文面が収録されたもの。

●公文四九「各港規則」は、大坂、兵庫、長崎、新潟、箱館、神奈川における居留地規則などを集めたもの。

●公文五〇「金港諸般取扱起原」は、開港規則や居留地規則など、神奈川港における対外取り締まり規則を収録したもの。

●公文五一「外応雜記」は、外交書翰の記述規則、条約の改定稿本、交際典札、各国公使が参朝するにあたっての随員数の規則、国体に關する概説、属島、琉球及び小笠原に關する記録がまとめられている。

○公文五二―五三「皇國駐在外国使臣履歷」は、開國から明治十二年に至る各国公使の履歷を、条約締結が早い国から順に編纂したもので、執務参考として明治十四年に完成した。編纂者である記録局の広沢晋一郎は、旧幕府外国方の出身で、田辺太一らとともに『通信全覽』編纂の中核を担った後、明治政府の外国官を経て外務省に雇用され、記録編纂業務に従事した。広沢はまた、旧幕府時代の膨大な外交記録文書を二十七の門に分類整理することにも多大な功績があり、「外務省記録」の原型を作り上げた人物ともいわれる。⁽⁶⁾

○公文五四―五五「外交事類全誌」は、明治十六年に太政官が神奈川県庁より借用した記録の写し。外務省の編纂物ではないが、幕末外交文書編纂のため、萩原裕の編纂物とともに、明治三十年に内閣記録局から外務省へと移管された。

○公文五六「旧幕時代朝鮮信使來朝ノ度数並対州朝鮮間使者待遇礼式控（謄本）」は、「朝鮮国信使之度数」と「対州朝鮮間使者待遇礼式控」の二簿冊を合冊したもの。前者は、徳川幕府時代に朝鮮通信使が來航して將軍に謁見した事例を集めたものであり、後者は、件名通り対馬と朝鮮との間で、使者への贈物やもてなしに關する先例が記録されたもの。

○公文五七「安政事情」は、米、英、仏、露、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、ベルギー、オランダ、ドイツ各国と日本が国交を開始した当初の主要な外交事項を簡条書に示したもの。件名には「安政」とあるが、嘉永から明治までの事項が記述されている。米英仏露以外の各国についてはあまり詳細ではなく、国によっては国交開始交渉使節が來訪した事項のみという場合もあるため、年譜としては不十分あるいは未完成という印象を抱かせる。

三 明治初期における外交記録編纂と「公文」の保管経緯

以上概観したとおり、これらの種々雑多な歴史資料たちは、史料群全体として一貫したテーマを持つまとまりではなく、それぞれの簿冊は作成時期も作成者も異なる。単なる断片記録に止まっているものもみられる一方で、特定のテーマについてある程度のボリュームと完結した内容を持つものも少なくない。また、編纂対象時期も近世以前から明治初年まで幅広い。

これらが「公文」の名称を与えられて残されたのはいかなる理由によるのか。ここからは、開國以来の外交記録整備事業の展開から、本史料群が形成される過程を追うこととしたい。

そもそも旧幕府時代において、ペリー來航以後の諸外国との交渉文書の整理に十分なコストを割くことができないまま諸般の交渉に追われていた徳川幕府は、幕末の火災による文書の大量焼失が実務に支障

を来したことをきっかけとして文書管理の必要性を認識し、同時に記録整理のあり方が検討されるに至った。他方、近世における外国との接触は漢文を媒介して行われたため、その素養を持つ朱子学者の林家(大学頭)が代々担当した。林樵(復斎)がペリー来航時の和親条約調印の当事者として、近世の外交交渉の記録を『通航一覧』として編集する役割も担った。林家は開国以後も、外交記録編纂に従事するべく、幕府に対して外交記録借用を申し出たが、その申し出は幕府外国方の強い反対により却下された。外国方は、外交記録の機密性や情報漏洩の危険性、あるいは外部への記録持ち出しによる散逸の可能性を指摘して、外交記録を林家に預けるべきではなく、記録の整理や編纂は外交機構自ら担う必要があると主張した。その主張を幕府の要路が追認したことで、幕末の外交史料編纂事業は記録整理とともに外国方によって開始された。これらの外交文書編纂担当者たちは、日々の記録編輯と並んで、現用性が少なくなった記録の編纂にも取り組み、『通信全覧』などの成果が生まれた。⁷⁾

明治維新を経て外務省が創設されると、創設の翌年である明治三年四月、省内に「編輯掛」が設置され、「省中ノ諸書ヲ一括シ事跡分明ニシテ後來検閲シ易ク編輯スルヲ司ル」こととされた。実質的に幕府の外政機構の記録整備を継承したのであり、これが外務省としての記録事務の始まりである。⁸⁾この時点の規則では、所掌業務はあくまで検索の利便性を高めるための分類整理であって、主として実務的な意味での「文書整理」の性格をもっていた。明治初期の記録編纂担当者には、

何よりも岩倉遣欧使節団の派遣準備(すなわち関係資料のとりまとめ)に多忙を極め、「知今」に重点が置かれ、「温古」の業務を執り行う余裕はなかったといわれている。⁹⁾なお、「外交公文」に含まれている「枢要叢書」や「皇朝一覧」等は、岩倉使節団の派遣準備のためにこの時期編纂されたものだと考えられる。

その後、編輯掛は記録編輯課に改組され、さらに明治七年に記録局へと格上げされた。外務省は「本局」・「庶務局」・「記録局」の三局体制になった。記録局は、旧記録・新記録・横文記録課の三課に分かれ、「旧記」として旧幕府時代と明治維新以降の記録を編纂し、明治維新以降の現用記録を「新記」として整理するとともに、横文記録も整えるという三つのラインで記録整理・編纂事業が進められた。幕末外交史編纂事業は明治政府にも引き継がれ、坂田諸遠や依田盛克らによって『統通信全覧』が編纂されるのもこの時代であった。

記録局での記録文書の保管はどのように行われていただろうか。

「外務省記録局所管事務明治十年一月十一日マデノ実況」¹⁰⁾には、当時記録局で編纂・保管していた新記・旧記それぞれの文書数や業務の進捗具合が詳細に報告された後に、「外ニ皇朝一覧ノ原本類別セサル者」¹¹⁾大使書類樺大概覧原本此他之ニ関係スル原本類異宗徒一件書類等五函アリ大率所謂鶏肋ニ属スト雖トモ亦整理セシムハアル可カラサルナリ」と続いている。「皇朝一覧」、「大使書類」あるいは「樺大概覧」という言葉にみられるように、これらの諸文書は「公文」の原型となってくるものであった。

外務省においてこれらの記録文書が「公文」として一応まとめられるのは【目録②】の作成された明治十八年頃であると思われる。そして、その直後の明治十九年七月付で外務省記録局の「図書掛」が詳細な目録（【目録①】）を作成した。ちなみにこの頃、内閣制度開始に合わせて設置された内閣記録局には、記録課と図書課が設置された。そして、同局では明治十九年二月十五日より、太政官から引き継いだ文書を「記録」と「図書」に分ち、目録に編入する作業が開始されていた。外務省でもこの基準に則して記録と図書の分類が行われたと思われるが、「公文」は図書として整理されたにもかかわらず、【目録②】に「備書目録ト區別」すべきとの注意書きが添えられていたことから、一部は図書であると同時に、ある時期までは執務参考記録として現用性を保ったまま管理されていたと推測される。後に至っては、これらの編纂材料となった原記録の多くが散逸又は消失しているという事情が、これらが一次史料を代替しうる、歴史的記録としての価値を備えるのに一役買ったと思われる。

すなわち、史料群としての「公文」は、単に整理の範囲外にあった記録の集まりではなく、記録局時代を中心とする明治期の外交文書編纂事業の産物であった。いつか来るべき明治維新以降を対象とする外交史料編纂事業を見据え、記録が着実に蓄積されていたのである。

その後、明治三十七年に外務省が幕末外交文書の編纂事業に再度着手した際には、これら「公文」に属する編纂物も参照されたと思われる。しかし、明治三十九年、幕末外交文書の編纂事業は東京帝国大学

に移管されることとなり、外務省の保有する幕末外交文書の多くは東京帝国大学に移管された。そのうちには「公文」として整理されていた幕末関係の文書も多数含まれていた。^①

そして、このような移動を経てもなお外務省に残された文書群が、その後も他の文書に混在することなく保存されてきたことは、たとえば大正五年から十年までの記録第二部の「保管品目録」^②に、次のように記載されていることから判明する。

- 一 日韓間政治的関係文書 百五十二件 二百八十八冊
- 一 通信全覧 三百十四冊
- 一 統通信全覧（編年） 四百七十九冊
- 一 同上（類輯） 一千三百六十六冊
- 一 公文写 八十六件 三百八十三冊

これらのうちから、正統の『通信全覧』は別として、「公文写」及び「日韓間政治的関係文書」のうち外務省記録に編纂されなかった記録編纂物が、現存の「外交公文」の形に残ってきたと考えられる。

次に「外交公文」と外務省記録との関連についてみると、管見の限り「公文目録」に掲載された記録のうち、明治初期のアジア政策（韓国・台湾）に関する簿冊の多くは外務省記録の1門（政治・外交）に整理されている。また、明治十九年版目録（先述の【目録①】）で「第七函」に整理された朝鮮関係の文書のうち、後に「抹殺」された書目は当初、外務省記録二十一門に編入されていた。それらは、先の記録局執務保管目録にもあった「日韓間政治的関係文書」（その目録は「第

二十一門三函七區ニ在リ」とある)という文書群に収録されたとみられる。「二十一門」は二十七門式分類では「文書・図書」のカテゴリーを示す。すなわち、保管に際し、当初は独自のカテゴリーに分類されたが、再整理が行われた時点で内容に応じて外務省記録の適切な分類項目に編入されたと思われる。その時期ははっきりしないものの、可能性としては明治・大正期の記録分類が八門式に移行したタイミングであったかもしれない。

四 記録編纂と修史事業

外務省記録局の所掌事務は、明治十三年の規定では、「内外諸信ノ受付及ヒ配達各国君主ノ批准書其他内外往復ノ公信書籍図書類ヲ保管シ且ツ外交ノ始末ヲ歴覽スルニ足ル可キ史伝ヲ編纂シ公文書冊ヲ印刷」することであった。この職務規程には、「史伝を編纂」という言葉とおり、事務の便宜だけではなく、歴史編纂物として後世に残すという役割が明文化されていることが注目される。『外務省の百年』によれば、明治二十三年まで続いた記録局時代は執務内容においても極めて充実した時期であり、編纂上の業績もすこぶる上がったとされている。

外務省において記録編纂業務が盛んに行われた記録局時代の大半は、修史局・修史館などの太政官主導による歴史編纂事業が修史事業で成果を挙げていた時期と重なっていることには、充分注意を払うべきである。外務省の『続通信全覧』や『外交志稿』は、そうした明治政府

全体の修史事業の成果の具体例としてもしばしば挙げられる。こうした代表的なもの以外でも、外務省での記録編纂の成果は、たとえば「外務省記」という形で太政官の歴史課や修史局、及びそれらを改組した修史館等が積極的に写本として収集したことからわかるように、同時代的にも得がたい史料と見なされていた。当時は省庁横断的に収集・編纂した記録を持ち寄り、修史事業が行われる余地があったのである。

その後、明治政府の修史事業は、内閣制度の開始とともに「冬の時代」を迎えたといつてよい。ドイツ式行政を模範とする内閣制度のもとでは、修史編纂の法的な担保が脱落し、また、内閣制度への移行時に大幅なコストダウンをはかる必要性から、国史編纂の功労者は次々に非職となった。外務省では『続通信全覧』編纂の主要人物であった依田盛克や宮本好風が非職を命ぜられ、また『外交志稿』を編纂した北沢正誠も同様の扱いを受けた。⁽¹³⁾

しかし他方、明治期における外務省の記録編纂事業は、幕末の記録文書整備事業に端を発し、明治政府全体としての修史事業の文脈とは違った、独自の流れを汲んでいる面にも注目する必要がある。そして大規模な修史事業には結実しなかったが、修史事業の根本となる記録資料が確実に残されてきたという前提があつて、外務省は後年において独自の外交史料集『日本外交文書』の編纂に取り組むことができた。

すなわち、昭和十一年に刊行された『(大)日本外交文書』第一巻第一冊の序文には、外務省の修史事業の本格的開始を告げる格調高い言葉が掲げられている。そこでは、明治初期の外務省における修史事

業の努力の賜物として、『外交志稿』や『続通信全覧』が具体的に挙げられ、『日本外交文書』がそれらを引き継ぐ事業であると記されている。この第一巻第一冊の引用書目には、たとえば「英仏蘭三公使戊辰京都参朝記聞」や「柯太概覧」が挙げられている。日本外交文書の編纂者は、これらの編纂物の価値を忘却することなく、編纂材料に用いた。事実、たとえば当該巻におけるパークス英国公使襲撃事件の記述のほとんどは「英仏蘭三公使戊辰京都参朝記聞」（『外交公文』三八）に依拠している。

なお、このような記録の集積が可能となったひとつの背景として、記録編纂担当者の意識の高さがあつたことを示す事例がある。明治十一年三月十九日、記録局の渡辺増雄と堀江弘貞⁽¹⁴⁾による報告書は、本課の主任者が記録編纂に無理解で、機密記録の引き渡しに応じないことを嘆いた後、「主任者ニアリテハ要自カラ為ニシ現時ノ為ニスルモノニシテ編輯者ニ在リテハ然ラス要衆人ノ為メニシ将来ノ為メニシ併テ現時ノ為メニスルモノナリ」と述べている。⁽¹⁵⁾すなわち、各課の外交実務担当者が目先の案件にとらわれていることを指摘しつつ、より大局的な観点から、記録整理が将来を見据えた業務であり、国民の財産となることをも訴えている。明治十年の時点で「将来ノ為メ」、「衆人ノ為メ」との観点を持ち合わせていたことは注目に値する。また、先に引いた『（大）日本外交文書』第一巻の序文においても、外交史料の「編纂」のみならず、これまで外交当局の手中にあつた文書の「公開」が明確に意識されていた。これらの記述は、戦後期の『日本外交文書』

編纂事業が本格的に開始され、現用記録と歴史的記録との緊張関係を意識せざるを得ない現時点においては、示唆的な表現に見える。

おわりに

「外交公文」は、明治期の外務省記録を補充するのみならず、『通信全覧』及び『続通信全覧』を中心とする幕末の諸記録と「外務省記録」とを架橋する史料群として位置づけられる。かの『続通信全覧』でさえ、昭和十四年の時点では「幕末外交ノ全般ヲ知りウヘキ貴重ナル史料」と認められつつも、「書庫ニ秘蔵セラレ未タ公刊ニ至ラス一般ヨリハ其ノ存在サヘモ殆ト忘却セラレ居ル状態」⁽¹⁶⁾と認識された。もっとも、これは執筆者が多少誇張した表現をしており、『続通信全覧』は昭和六年に日本史籍協会によって復刻刊行が試みられたことがある。⁽¹⁷⁾またその際、「公文」のうち「戊辰中立顛末」四冊（『公文目録』にある「戊申局外中立顛末」本冊のことと思われるが、関東大震災によって当時すでに焼失）及び「柯太概覧」四十七冊も刊行希望対象として申請されていたことは興味深い。

このように、「外交公文」は、最初に整理された当時と比較すると史料群として大幅に身軽になったとはいえ、歴史的素材として歴代の外務省文書担当部門によって引き継がれてきた。引き継がれる過程で歴史的価値を高め、あるいは維持し、後世の史料編纂事業に活用されることになった。

さらに、史料群としての来歴を考察すると、外務省記録局において、現用記録の整理と、同時代的な修史の編纂が並行的に進められた業務のあり方を垣間見せてくれるという点にもまた、本史料群のユニークな価値が認められるのである。

注

- (1) 外務省記録「公文目録 附通信全覧目録」(分類番号71.3.12)
- (2) 東京大学史料編纂所に移管されたかどうかは、主として同編纂所のウェブサイトに掲載されているデータベース目録 (<http://www.aphi-u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>) との突き合わせや、外務省記録「幕末外交文書編纂一件 附外交文書東京帝国大学へ引渡ノ件」(分類番号71.3.19) によって判別した。
- (3) 田中彰監修『国立公文書館所蔵岩倉使節団文書 別冊附録』(ゆまに書房 一九九四年) の菅原彬州・山崎渾子「解題」。また、アジア歴史資料センターのインターネット特別展『公文書に見る岩倉使節団』にも「大使書類」の概要が要領よくまとめられており、内容が個別に紹介されている。
(<http://www.jacar.go.jp/iwakura/sisetudan/faishiyoriu.html>)
- (4) 外務省記録「日清修好通商条約締結一件」(分類番号2.5.16)
- (5) 外務省外交史料館所蔵「沢宣嘉関係文書」二八「岩倉使節携行書類」
- (6) 広沢の経歴と『通信全覧』編纂継承の経緯については田中正弘『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』(思文閣 一九九八年) pp.93-102に詳しい。
- (7) 前掲『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』
- (8) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』(原書房 一九六九年) p.1279
- (9) 前掲『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』
- (10) 外務省記録「本省記録関係雑件」第一巻(分類番号N1.4.0.1)
- (11) 前掲「幕末外交文書編纂一件 附外交文書東京帝国大学へ引渡ノ件」
- (12) 外務省記録「本省記録関係雑件 旧記録ニ於ケル整理問題」(分類番号N1.4.0.1.5)
- (13) 宮地正人「幕末・明治期における歴史認識の構造」『日本近代思想大系13 歴史認識』(岩波書店 一九九一年)
- (14) 渡辺の詳しい経歴は不明。堀江は明治三年外務省出仕。明治五年の琉球藩在勤などを経て明治十四年二月から記録局勤務となった。以後一貫して文書畑にあり、明治二十一年には「記録編纂法改正ニ付格別勉勵」したことが評価され賞与を得た。明治二十五年には琉球藩の藩政改革と記録局での勤務実績が認められ、規定の年限を待たずに従七位に叙せられた。
- (15) 前掲「本省記録関係雑件」第一巻
- (16) 調査部第一課作成「外交史料編纂事業ニ就テ」(分類番号調査-11)
- (17) 外務省記録「本省旧記刊行許可関係雑件」(分類番号N1.4.0.4)

〔別表1〕外交史料館所蔵 外交公文目録

請求番号	書目	細目	冊数	年自・年至	備考
公文 1	本朝公信付属書類(上・中・下)		3		
公文 2	尧仙後雜務書類		1		
公文 3	在仙雜務書類		1		
公文 4	在英雜務書類		1		
公文 5	在米雜務書類		1		
公文 6	謁見式		1		
公文 7	本朝公信		1		
公文 8	大使公信		1		
公文 9	条約談判書		1		
公文 10	英国議事実見録		3		
公文 11	万国通私法		3		
公文 12	大蔵省理事功程		3		
公文 13	大蔵省理事功程第一巻附 合衆国戸籍取調表		1		
公文 14	英国税関規則 輸入法		1		
公文 15	英国税関規則 輸出法		1		

〔別表1〕外交史料館所蔵 外交公文目録

請求番号	書目	細目	冊数	年自・年至	備考
公文 16	英国税関規則 入港法		1		
公文 17	英国税関規則 借庫法		1		
公文 18	岩山敬義報告 理事功程		1		
公文 19	中山信彬報告 理事功程		1		
公文 20	内海忠勝報告 理事功程		1		
公文 21	高崎正風報告 視察功程(上・中・下)		3		
公文 22	肥田為良・吉原重俊・川路寛堂・杉山一成報告 理事功程		1		
公文 23	宮内省・式部寮報告 理事功程		1		
公文 24	司法省 理事功程		10		
公文 25	理事功程(文部省)		15		
25-1	理事功程(文部省)	理事功程 合衆国(一～二卷)	2		
25-2	理事功程(文部省)	理事功程 英国(三卷)	1		
25-3	理事功程(文部省)	理事功程 仏国(四卷～六卷)	3		
25-4	理事功程(文部省)	理事功程 仏国・白耳義国(七卷)	1		
25-5	理事功程(文部省)	理事功程 独乙国(八卷～十一卷)	4		
25-6	理事功程(文部省)	理事功程 和蘭国(十二卷)	1		
25-7	理事功程(文部省)	理事功程 瑞士国(十三卷～十五卷)	3		

〔別表1〕外交史料館所蔵 外交公文目録

請求番号	書目	細目	冊数	年自・年至	備考
公文 26	移館使者往復書翰		1	寛文12年11月 ～万延元年11月	フアイル綴
公文 27	韓使事例附録(稿本)(乾・坤)		1	神功皇后摂政元年 ～明治大常明治元年	フアイル綴
公文 28	仏国外務省職制		1		
公文 29	朝鮮国自他関係録		1		
公文 30	朝鮮国関係書類		1	明治元年～3年	外務省記録1.1.2.3-25と同一
公文 31	再撰朝鮮尋交摘要		1		
公文 32	本朝、朝鮮間往復書(「本朝朝鮮往復書」)		1	元治元年4月 ～慶応2年4月	フアイル綴
公文 33	朝鮮王書翰		1	寛永13年12月 ～明暦元年10月	フアイル綴
公文 34	朝鮮交際始末		3		外務省記録1.1.2.3-22の正本
公文 35	浩罕騷擾記		1		
公文 36	柳原公使清国行事務		1	明治7年	
公文 37	龔笠雪餘		1		
公文 38	英仏蘭三公使 戊辰京都参朝記聞		3		
公文 39	柯大概覧 初篇		7		
39-1	柯大概覧 初篇	柯大概覧提要	1		
39-2	柯大概覧 初篇	柯大概覧惣目録	1		
39-3	柯大概覧 初篇	柯大概覧初篇	5		

[別表1] 外交史料館所蔵 外交公文目録

請求番号	書目	細目	冊数	年自・年至	備考
公文 40	柯太概覧 二篇		28		全32冊のうち20～23巻欠本
公文 41	柯太概覧 附録		8		
公文 42	柯太概覧 図類		11		
42-1	柯太概覧 図類	唐太地図	1		
42-2	柯太概覧 図類	北海道歴検真図	8		
42-3	柯太概覧 図類	陸奥興北海道国境	1		
42-4	柯太概覧 図類	柯太満州御国境	1		
公文 43	善隣通書		36		各巻の内容は36巻「冊子目録」を参照のこと
公文 44	使清日記		19	明治3年～6年	全漢文
公文 45	使清日記漢文底稿		1	明治3年	
公文 46	使清日記(フアイル)		9	明治3年～6年	フアイル綴
46-1	使清日記(フアイル)	明治三年 庚午	2		同内容2冊 漢文
46-2	使清日記(フアイル)	明治四年 辛未	2		正副各1冊 漢文
46-3	使清日記(フアイル)	明治五年 壬申 附復命概略	2		正副各1冊
46-4	使清日記(フアイル)	明治五年 壬申	1		
46-5	使清日記(フアイル)	明治六年 癸酉	1		
46-6	使清日記(フアイル)	庚午・辛未・壬申	1		

〔別表1〕外交史料館所蔵 外交公文目録

請求番号	書目	細目	冊数	年自・年至	備考
公文 47	皇朝一覽		1		全6冊で「秘要叢書」 （ただし「各国条約」欠本）
公文 48	諸約定書		1		
公文 49	各港規則		1		
公文 50	金港諸般取扱起原		1		
公文 51	外忒雜記		1		
公文 52	皇国駐在 外国使臣履歴（天・地・人）		3		
公文 53	皇国駐在 外国使臣履歴附録		24		全25冊中1冊（22巻）欠本
53-1	皇国駐在 外国使臣履歴附録	米利堅、荷蘭国之物（1～4巻）	4	安政3年～明治12年	22巻欠本
53-2	皇国駐在 外国使臣履歴附録	露西亜国、不列顛国之物（5～8巻）	4	安政6年～明治12年	
53-3	皇国駐在 外国使臣履歴附録	仏蘭西国、葡萄牙国、独逸国、白耳義国之物（9～14巻）	6	安政6年～明治12年	
53-4	皇国駐在 外国使臣履歴附録	伊太利亜国、丁扶国、西班牙国、瑞典国、境地列国、布哇国、秘魯国、朝鮮国、瑞西国、各国之物（15～21,23～25巻）	10	万延元年～明治13年	
公文 54	外交事類全誌		15	明治元年～3年	全17冊のうち12巻欠本
公文 55	外交事類全誌附録		2		
公文 56	旧幕時代朝鮮信使来朝ノ度数並対州朝鮮間使者待遇礼式控（謄本）		1		フアイル綴 2件の文書を合冊したもの
公文 57	安政事情		1		

〔別表2〕「公文目録」各版の比較

函	番号	書目	「公文目録」上の補足	部数	冊数	現状	【目録①】	【目録②】	【目録③】
1	1	通航一覽本部		1	185	東大史料編纂所へ移管済み	○	○	○
1	2	通航一覽附録		1	12	東大史料編纂所へ移管済み	○	○	○
1	3	通航一覽序目		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○	○	○
1	4	通航一覽絵図		1	7	東大史料編纂所へ移管済み	○	○	○
2	5	通航一覽続編		1	144	東大史料編纂所へ移管済み	○	○	○
2	6	通航一覽続編附録		1	26	東大史料編纂所へ移管済み	○	○	○
3	7	通信全覽初編	徳川氏蔵本	1	119	独立の史料群「通信全覽」として整理	○	○	○
3	8	通信全覽二編	徳川氏蔵本	1	201	独立の史料群「通信全覽」として整理	○	○	○
4	9	通信全覽初編副本		1	52	「二編」と合わせ120冊残存	○	○	○
4	10	通信全覽二編副本		1	77	「初編」と合わせ120冊残存	○	○	○
5	11	続通信全覽		1	55	独立の史料群「続通信全覽」として整理	○	○	○
6	12	岩倉大使欧米行書類	本政官引続	-	66/5帖	外交公文/～25	△	○	○
6	-	本朝公信付属書類（上・中・下）		-	3	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	尧山後雑務書類		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	在仏雑務書類		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	在英雑務書類		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	在米雑務書類		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	謁見式		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	本朝公信		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	大使公信		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	条約談判書		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	英国議事実見録		-	3	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	英国改事概論前編・後編		1	6	大正12年9月1日維新史料編纂事務局ニテ焼失	△	○	○
6	-	英国新聞紙明瞭記		1	2	大正12年9月1日維新史料編纂事務局ニテ焼失	△	○	○
6	-	万国通私法		-	3	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	大蔵省理事方程		-	3	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	大蔵省理事方程第一巻附 合衆国戸籍取調表		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	英国税関規則 輸入法		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	英国税関規則 輸出入法		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○
6	-	英国税関規則 入港法		-	1	「大使書類」の副本（正本は国立公文書館所蔵）	△	○	○

〔別表2〕「公文目録」各版の比較

函	番号	書目	「公文目録」上の補足	部数	冊数	現状	【目録①】	【目録②】	【目録③】
6	-	英国脱開規則 借庫法		-	1	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	岩山敬義報告 理事功程		-	1	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	中山信彬報告 理事功程		-	1	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	内海忠勝報告 理事功程		-	1	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	高崎正風報告 巡察功程(上・中・下)		-	3	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	肥田為良・吉原重俊・川路實堂・杉山一成報告理事功程		-	1	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	宮内省・式部寮報告 理事功程		-	1	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	司法省 理事功程		-	10	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
6	-	理事功程(文部省)		-	15	「大使書類」の副本(正本は国立公文書館所蔵)	△	○	○
7	13	黒田弁理大臣使鮮始末		3	3外務省記録1.1.2.3-7「対韓政策関係経緯 黒田弁理大臣使鮮始末」	○			
7	14	黒田弁理大臣使鮮日記		3	3外務省記録1.1.2.3-8「対韓政策関係経緯 黒田弁理大臣使鮮日記」	○			
7	15	朝鮮理事誌	一名理事日表	2	2外務省記録1.1.2.3-4「対韓政策関係経緯 日韓尋交ノ為森山茂、広津弘信一行渡韓一件」	○			
7	16	韓使事例附録		1	2外交公文27	○			
7	17	朝鮮事務書	自明治元年至同八年	1	13第3回56「朝鮮事務書」と重複か	○			
7	18	黒田大臣随員其他韓国往復書		1	1		○		
7	19	理事官出張中書類		1	1「公文目録」によれば「宮本大丞理事始末」(第7回25)と重複、廃止		○		
7	20	理事官照会往復		1	1「公文目録」によれば「宮本大丞理事始末」(第7回25)と重複、廃止		○		
7	21	森山茂・廣津弘信朝鮮行並復命書		2	2外務省記録1.1.2.3-4「対韓政策関係経緯 日韓尋交ノ為森山茂、広津弘信一行渡韓一件」第6巻		○		
7	22	公信奏議込		1	1「公文目録」には「彌助ニ付キ廃ス」とあり		○		
7	23	理事官対話書	礼曹衙門ニ於テ	1	1「公文目録」には「重複ニ付キ廃ス」とあり		○		
7	24	有功丸朝鮮航海書類		1	1「公文目録」には「機密部ニ於テ一件書類中へ合綴」とあり		○		
7	25	宮本大丞朝鮮理事始末		2	20外務省記録1.1.2.3-11「対韓政策関係経緯 宮本大丞朝鮮理事始末」		○		
7	26	花房代理公使朝鮮日記	明治十年	1	2外務省記録1.1.2.3-15「対韓政策関係経緯 花房代理公使渡韓一件」第1巻		○		
7	27	花房代理公使渡韓始末	明治十一年	1	2		○		
7	27	花房公使渡韓一件		1	1外務省記録1.1.2.3-15「対韓政策関係経緯 花房代理公使渡韓一件」第2巻		○		
7	28	花房公使復命概略	明治十一年	2	2外務省記録1.1.2.3-15「対韓政策関係経緯 花房代理公使渡韓一件」第2巻		○		
7	29	花房公使事務始末	明治十二年	1	18		○		
7	30	花房公使在釜山往復書	明治十年	1	1「公文目録」には「彌助ニ付キ廃ス」とあり		○		
7	31	花房公使出発前書類	明治十年	1	1「公文目録」には「彌年書類ノ内へ入」とあり		○		
7	32	花房公使朝鮮発程並病院設立書	明治十二年	1	2「公文目録」には「彌助ニ付キ廃ス」とあり		○		

〔別表2〕「公文目録」各版の比較

函	番号	書目	「公文目録」上の補足	部数	冊数	現状	【目録①】	【目録②】	【目録③】
7	33	朝鮮税則談判始末		1	2		○		
7	34	朝鮮行費用積及日記		1	7		○		
7	35	朝鮮国信使之渡数		1	1	外交公文56	○		○(合冊)
7	36	対州朝鮮使者往来接遇礼典		1	1	外交公文56	○		○(合冊)
7	37	尋隠日入府抄録の接納集合本		1	1	*外務省記録1.23-4「対韓政策関係雑纂 日韓尋交ノ為森山茂、広津弘信一行接納一件」第2巻	○		
7	38	移館使者往復書類		1	1	外交公文26	○		
7	39	軍梁公館輸出入物品調	自 明治六年	1	1		○		
7	40	朝鮮入府録		1	1		○		
7	41	修信使金宗集往復書ノ接遇記	明治十三年	2	4		○		
7	42	朝鮮国信使趙秉錫来航書	明治十四年	1	4		○		
7	43	朝鮮国視察官来航書	明治十四年	1	3		○		
7	44	朝鮮国視察官浦京記事附録共	明治十四年	1	3		○		
7	45	朝鮮国視察官浦京報告 原本	明治十四年	1	2		○		
7	46	朝鮮国使節接待御用留 正使徐相雨、副使穆勝徳	明治十八年	1	1		○		
7	47	馬関出張所日記	明治十五年	1	1		○		
7	48	朝鮮国修信使金綺秀来朝書	明治九年	1	16	外務省記録1.23-10「対韓政策関係雑纂 明治九年朝鮮国修信使金綺秀来朝一件」	○		
7	49	天威監朝鮮沿海測量一件 咸鏡道一 忠誠金羅二		1	3	「公文目録」には「重複二付や廃入」とあり	○		
7	50	朝鮮海測量水路雑誌	自八号至十号	1	2		○		
7	51	渡辺洪基松島之議		2	2	外務省記録3.53.2「附録島ニ於ケル伐木関係雑件」	○		
7	52	朝鮮諸艦総乗組人員調		1	1	「公文目録」には「補助廃入」とあり	○		
7	53	布哇国王帝接待日記	明治十四年	1	1	「公文目録」には「外国皇族渡来一件書中布哇皇帝渡来ノ件ニ合入」とあり	○		
7	54	外国人遊樂発泡犯刑書類		1	1		○		
7	55	在布哇牧野富三郎日記備忘録並鑑要記共		1	3	「公文目録」には「第九函ニ移入」とあり	○		
8	56	朝鮮事務書		1	29	外務省記録1.23-13「対韓政策関係雑纂 朝鮮事務書」	○		
9	56	弘国外務省職制		1	1	外交公文28	○	○	○
9	57	朝鮮国自他関係録		2	2	外交公文29／外務省記録1.23-22「対韓政策関係雑纂 朝鮮国自他関係録」	○	○	○
9	58	朝鮮国関係書類		2	2	外交公文30／外務省記録1.23-23「対韓政策関係雑纂 朝鮮国関係書類」	○	○	○
9	59	花房大丞朝鮮行日抄	昌明治五年八月廿七日至六年一月六日	1	1		○		
9	60	再撰朝鮮尋交摘要		2	2	外交公文31／外務省記録1.23-27「対韓政策関係雑纂 再撰朝鮮尋交摘要」	○	○	○
9	61	朝鮮交際録		2	2	外務省記録1.23-26「対韓政策関係雑纂 朝鮮交際録」	○		

〔別表２〕「公文目録」各版の比較

図	番号	書目	「公文目録」上の補足	部数	冊数	現状	【目録①】	【目録②】	【目録③】
9	62	対朝鮮交際取調書		1	1	外務省記録ⅰ1.2.3-2「対韓政策関係雑纂 明治二年日韓尋交ノ為山茂、佐田白茅一行遼韓一件」	○		
9	63	使館公文録		1	9		○		
9	64	本朝朝鮮往復書	自明治元年甲午四月七日迄 慶応二年丙寅四月廿二日	1	1	外交公文22	○		
9	65	外務大丞宗重正西書契並目的約定書		1	1		○		
9	66	朝鮮王書簡		1	1	外交公文33	○		
9	67	朝鮮交際始末		2	3	外交公文34／外務省記録ⅰ1.2.3-22「対韓政策関係雑纂 朝鮮交際始末」	○	○	○
9	68	米薩摩米國書奉呈一件		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	69	米使彼理締交始末		1	2	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	70	米使彼理須締交始末		1	3	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	71	米利堅合衆国測量船ヨリ差出候横文和解		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	72	樊丑亜米利加船始末		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	73	樊丑亜米利加船聞見記		1	1	東大史料編纂所へ移管済み（「亜米利加船紀聞」）	○		
9	74	米國使節渡来一件	嘉永六年	1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	75	亞墨利加使節申立並対話書		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	76	合衆國書翰和解		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	77	米國船渡来記	嘉永七年甲寅 嘉永五年壬子米國 同六年癸丑魯國	1	1	東大史料編纂所へ移管済み（「亞米利加船渡来記」）	○		
9	78	漢文和文米薩摩面米翰	文化十年癸酉	1	1	東大史料編纂所へ移管済み（「漢文和解米國魯面米翰」）	○		
9	79	露船渡来一件		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	80	露國書翰和解		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	81	露西亞応接記		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	82	俄羅斯使節始末		1	1		○		
9	83	函館来達一件	文化十年	1	5	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	84	露人再訪蝦夷一件	自文化四丁卯年至同九壬申年	1	5		○		
9	85	蝦夷始末		1	1		○		
9	86	蘭人「レビゾン・ヤッペン」技師離訳		1	2	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	87	和蘭通商立石某書留	自嘉永三年至同五年	1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	88	日韓使節米國行記行	万延元年	1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	89	丁卯異事附録		1	1		○		
9	90	旧幕中政体並外國關係雜物綴込		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	91	異船打払復古評議		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		

【別表2】「公文目録」各版の比較

函	番号	書目	「公文目録」上の補足	部数	冊数	現状	【目録①】	【目録②】	【目録③】
9	92	筒井肥前守興船ノ森二付見込書		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	93	馬関戦争紀事		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	94	下関事件訳書	米人ハマス著 山内堤雲訳	1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	95	下ノ関事件 鹿児島事件 自第一編至第三編	ハ尾正文訳	1	1	東大史料編纂所へ移管済み(「下関鹿児島事件訳書1」)	○		
9	96	馬関戦争始末		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	97	鹿児島戦争始末		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	98	下関開港事件	米国人ハマス著	1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	99	鹿児島事件	米国人ハマス著	1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	100	浩宇騷擾記		1	1	外交公文35	○	○	○
9	101	旧幕取扱手續引支那道台へ往復		1	1		○		
9	102	戊辰七月肝要事柄		1	1		○		
9	103	琉球藩諸調書	預報ノ琉球■二移ス 廿ハノ図ノ二入ル	1	5	外務省記録1.4.1.4-7「琉球関係雑件 琉球藩諸調書」	○		
9	104	類聚琉球入貢諸例	前同 廿ハノハニ入ル	1	7	*外務省記録1.4.1.4-2「琉球関係雑件 琉球藩入貢諸例」	○		
9	105	伊地知貞馨在琉書類		1	1	*外務省記録1.4.1.4-8「琉球関係雑件 伊地知在琉中書類」	○		
9	106	琉球藩郵便設立一件		1	1	*外務省記録3.6.10.2「琉球藩郵便取扱所設立一件」	○		
9	107	外務省沿革類從	(坂田晴遠編纂)	1	11	外務省記録6.1.2.79「外務省沿革類從」	○		
9	108	考事概要		2	2	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	109	海津茂太郎一件		1	1		○		
9	110	考証叢書	朝鮮関係	1	1		○		
9	111	下田日次		1	1		○		
9	112	副島大使在清中各方往復及会計書		1	5		○		
9	113	柳原公使清国行事務		1	1	外交公文36	○	○	○
9	114	鑒定書餘		1	1	外交公文37	○	○	○
9	115	外国事務局掌記		1	1		○		
9	116	戊辰局外中立願末	本編四冊 稿本六冊	1	10	維新史料編纂会に貸出中喪失(外務省記録7.2.1.6「諸修史関係雑件」による)	○		
9	117	柯太概覽 初編副本		1	7	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	118	柯太概覽 二編副本		1	32	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	119	柯太概覽 附録副本		1	8	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	120	柯太概覽 図類副帖		1	11	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	134	水野忠徳手記 合衆國書翰和解 同条約書		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		

〔別表2〕「公文目録」各版の比較

函	番号	書目	「公文目録」上の補足	部数	冊数	現状	【目録①】	【目録②】	【目録③】
9	134?	水野忠徳手記 軍艦類持渡一件 附封書機文字和解		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	-	英仏蘭三公使 戊辰京都参朝記聞		1	3	外交公文38	○	○	○
9	-	荷蘭忠告事件		1	1	東大史料編纂所へ移管済み	○		
9	-	在布哇牧野富三郎日記備考並鑑要記共		1	3		○		
10	121	柯太燦覽 初編	目録提要共正副	1	7	外交公文39	○	○	○
10	123	柯太燦覽 二編	正副	1	32	外交公文40	○	○	○
10	124	柯太燦覽 附録	正副	1	8	外交公文41	○	○	○
10	125	柯太燦覽 図類	内四帖/並外務顧問馬氏二在リト左へ贈 正副	1	16	外交公文42	○	○	○
10	558	警備通書		?	36	外交公文43/38冊を東大史料編纂所へ移管)	○	○	○
11	126	焚餘		1	6		○		
11	127	海外出師之難		1	1	外務省記録1.1.2.1「台湾征討関係一件」第二巻	○		
11	128	台湾始末抜粹		1	2	外務省記録1.1.2.1「台湾征討関係一件」第一巻	○		
11	129	使清弁理始末	秘密二付記録局長/直轄二成	2	2		○		
12	130	使清日記 通清概略共	自明治三年至同六年	3	49	外交公文44/46	○	○	○
12	-	明治三年 使清日記漢文底稿	安井仲平閣本	1	1	外交公文45	○	○	○
13	131	極要叢書	内一冊欠	1	6	外交公文47~51	○	○	○
13	132	外蕃書翰		1	2	東大史料編纂所へ移管済み			
14	133	駐在外國使臣履歴		1	20	外交公文52/53	○	○	○
-	-	外交事項全誌		?	15	外交公文54(1~2巻は維新史料編纂会に貸出中焼失)		○	○
-	-	外交事項全誌附録		?	2	外交公文55		○	○
-	-	安政事情		?	1	外交公文57		○	○

注記 1. 「現状」欄の*は、原本に公文のラベルが添付されていないが件名より同定したものを。

2. 【目録①】欄の△は、目録上「岩倉大使欧米行書類」と示されていたが、全ての簿冊が含まれていると解した。